

栃木県介護保険施設等指導実施要領

第1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条に基づき、県が、指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う指導について、基本的事項を定めるものとする。

第2 指導の実施目的

指導は、介護保険施設等が、居宅サービス、施設サービス及び介護予防サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質的向上を図り、利用者に対して、より望ましいサービスを提供されるようにするため（以下「介護給付等対象サービスの質の確保」という。）、また、介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求が適正に行われるようにするため実施する。

第3 指導の対象

指導の対象は、次に掲げる介護保険施設等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院
- (3) 指定介護予防サービス事業者

第4 指導の実施機関等

1 指導の実施機関

県が実施する指導は、指導監査課が実施する。なお、指定基準違反等のおそれが高く、行政上の措置を行う必要性が高いとあらかじめ認められる場合には、高齢対策課と合同で実施する。

また、実施効果を担保するため、必要に応じ、保険者と連携して行うものとする。

2 実施計画の策定

- (1) 指導監査課は、指導の実施に当たって、指導の対象となる介護保険施設等、指導時期及び指導形態等について実施計画を定めるものとする。
- (2) (1)で定めた指導対象の介護保険施設等以外であっても、必要と認められる場合は、随時、適切な方法により指導を行う。

第5 指導について

1 指導の基本方針

指導は、第2に掲げる目的を達成するため、介護給付等対象サービスの提供や介護報酬等の請求に関して、介護保険施設等に対し、法の趣旨や基準省令が定める基準の周知徹底を図るほか、必要な助言を行うことを基本方針とする。

2 指導形態

指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険施設等を、必要な指導の内容に応じ、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法で行う。なお、オンライン会議システム、ホームページ等（以下「オンライン等」という。）の活用による動画配信等の方法でも行うことができるものとする。

(2) 運営指導

① 運営指導の形態

次のア～ウの内容について、原則、実地で行う。また、県が単独で行うものを「一般指導」とし、県が厚生労働省又は保険者と合同で行うものを「合同指導」とする。なお、ア～ウについては、それぞれ分割して実施することができるものとする。

また、ア及びイについては、特段の事情がない限り、厚生労働省老健局長通知「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」（以下「運営指導マニュアル」という。）に添付された「確認項目及び確認文書」に基づき実施する。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く。）

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

② 実施頻度

指定又は許可の有効期間内に1回以上行うことを基本とする。

3 指導対象の選定基準

指導は全ての介護保険施設等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じた選定基準に基づき実施する。

なお、選定にあたっては、利用者、保険者等からの情報に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから得られる情報、介護サービス情報の公表制度から得られる情報などを活用するものとする。

(1) 集団指導

ア 法の改正、その他の理由により、介護保険制度の改正点等を周知する必要がある介護保険施設等

イ その他集団指導を行うことが適当と認められる介護保険施設等

(2) 運営指導

ア 一般指導

(ア) 社会福祉施設として指導（監査）が実施される介護保険施設等

(イ) 前年度に指導を行った介護保険施設等で、指導を継続することが必要と認められるもの

(ウ) 設置された年度から起算して3年度以内の介護保険施設

(エ) 利用者、従業員、市町（保険者）、栃木県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）からの情報提供等により、一般指導が必要と認められる介護保険施設等

(オ) その他、一般指導を行うことが必要と認められる介護保険施設等

イ 合同指導

(ア) 厚生労働省又は保険者との合同指導が適切と判断される介護保険施設等

(イ) その他、合同指導を行うことが必要と認められる介護保険施設等

第6 指導の実施方法等

指導形態ごとの指導方法は、次のとおりとする。

(1) 集団指導（集団研修）

ア 指導の開催通知（研修の開催通知）

集団指導を行う介護保険施設等を決定したときは、により、集団指導の日時、場所、指導内容等を関係介護保険施設等に原則として集団指導実施日の2月前までに通知するものとする。

イ 指導方法

集団指導は、介護給付等対象サービスの質の確保に関する事、介護報酬の請求の適正化に関する事、制度改正の内容及び指導事例等について、講習会形式（又はオンライン等の活用による動画配信等）で行うものとする。

ウ 市町との連携

集団指導の内容について県内での整合を図るため、あらかじめ市町に情報提供を行う。

(2) 運営指導

ア 指導通知

運営指導を行う介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を当該介護保険施設等に原則として運営指導実施日の1月前までに通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われているな

どの理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者（調査者）

(エ) 事前提出資料、準備すべき書類等（指導当日に通知の場合は記載不要）

(オ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 事前提出資料

指導監査課は、指導対象となった介護保険施設等に対し、所定の期日までに、事前提出資料1部を提出するよう求め、介護保険施設等は所定の期日までに提出するものとする。

なお、事前提出資料は、運営指導マニュアルに添付された「各種加算等自己点検シート」及び別に定める様式とする。

ウ 準備する書類等

運営指導において介護保険施設等が準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとする。介護保険施設等に対して運営指導の事前又は当日に資料及び書類の写し等を求める場合は、提出部数を1部とし、県が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時及び変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。また、電磁的記録により管理されている文書については、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備を求めないこととする。

エ 同時に指導の対象とする介護保険施設等の範囲

複数の事業を実施している介護保険施設等の場合、原則として、同一敷地内や近隣に所在する介護保険施設、指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所について、同時に運営指導を行う。

オ 関連する法律に基づく指導・監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく指導・監査については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、担当部門間で調整を行い、運営指導と同時に行う。

カ 指導体制等

指導は、原則として2名以上で実施する。

キ 実施方法

運営指導は、事前提出資料や基準省令が定める基準に関する確認事項等について、別に定める点検シートに基づき、担当職員への聞き取りや関係書類の確認を行い、必要な場合には指導や助言を行う。なお、施設・設備や利用者のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（第5の2(2)①イ及びウに限る。）

の確認については、情報セキュリティの確保を前提として、介護保険施設等の負担とならないよう配慮しながら、オンライン等を活用することができるものとする。

また、確認すべき項目や文書を絞り、一の介護保険施設等当たりの所要時間の短縮を行う。

ク 利用者の記録等の確認

利用者へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ケ 講評

運営指導を行った場合には、その終了後、当該介護保険施設等で講評を行うものとする。

ただし、法令違反等の事実又は疑いがあり、監査の実施を検討する必要がある場合には講評をしないことができる。

コ 指導結果の復命等

指導を行った職員は、指導の結果について速やかに結果調書を作成し、指導監査課長に復命するとともに、高齢対策課長に通知する。

ただし、軽微な指導である場合や緊急性が認められない場合には、高齢対策課長への通知を省略することができる。

サ 指導結果の通知

指導監査課は、運営指導の結果について、速やかに当該介護保険施設等に対し通知するものとする。

なお、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められた事項、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められた事項については、運営指導結果書兼改善報告書（別記様式第1号）を添付するものとする。ただし、監査を実施する必要性等について更なる調査や検討を要する場合は、その調査等が終了するまで通知しないことができる。

シ 改善報告書の提出

当該介護保険施設等に対して、介護給付等対象サービスの提供や介護報酬の請求に関して、文書（運営指導結果書兼改善報告書（別記様式第1号））により改善を指導した場合は、所定の期日までに、改善報告書（別記様式第1号、運営指導結果書兼改善報告書）の提出を求めるものとし、当該介護保険施設等は、所定の期日までに報告するものとする。

ス 確認調査の実施

シにより提出された改善報告又は改善計画については、速やかに確認調査を行うものとする。

ただし、軽微な指導である場合や緊急性が認められない場合には確認調査を省

略することができる。

セ 過誤調整等の指導

運営指導の結果、介護報酬請求について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、別紙1により、当該介護保険施設等に対し過誤調整等を行うように指導するとともに、保険者に対し返還指導を依頼するものとする。

ソ 過誤調整結果の報告

過誤調整に係る返還が完了した場合には、当該介護保険施設等に対して、返還の内容及び返還金額等について過誤調整結果報告書（別記様式第2号）の提出を求めるものとする。

(3) その他

実地で指導を行うことが困難であると認められる場合は、介護保険施設等に対して(2)イの資料等の提出を求め、書面による指導を行うものとする。

第7 監査への移行

運営指導の結果、監査の実施基準に該当するおそれがあると認められた場合には、速やかに監査を実施する。

なお、運営指導中に、明らかに不正又は著しい不当等が疑われる場合は、運営指導を中止し監査に移行することができる。（監査に移行するか、後日改めて監査を実施するか判断は運営指導担当者が行う。）

第8 結果の公表

指導監査課は、年度終了後、指導の結果について、県ホームページにおいて公表するものとする。

第9 国への報告

県は、指導の結果については、所定の手続きに従い、厚生労働省に報告するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。